



下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和4年4月7日

札幌市長 秋元 克広

記



1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市議会事務局政策調査課政策調査係（電話 011-211-3164）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 音声版さっぽろ市議会だより製作業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年（2023年）3月31日までとする。
- (4) 納入場所 札幌市役所本庁舎16階議会事務局（札幌市中央区北1条西2丁目）
- (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」中分類「その他サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (7) 調達役務の内容と、同種又は類似の履行実績を有する者であって、当該役務の提供が十分に可

能な者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
- ア この告示の日から入札日の前日までの毎日、札幌市議会事務局ホームページ (<https://www.city.sapporo.jp/gikai/>) においてダウンロードすることができる。
- イ この告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、8 時 45 分から 17 時 15 分まで、上記 1 に示す契約担当部局においても交付する。
- (3) 入札の受領期限
令和 4 年 4 月 18 日（月）10 時 30 分（送付の場合は必着のこと。）
- (4) 入札書の提出方法
- ア 入札書は別紙 1 の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 4 年 4 月 18 日 10 時 30 分開札〔音声版さっぽろ市議会だより製作業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 1 宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 4 年 4 月 18 日 10 時 30 分開札〔音声版さっぽろ市議会だより製作業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 1 宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。
- なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない
- ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 開札の日時及び場所
令和 4 年 4 月 18 日（月）10 時 30 分
札幌市役所本庁舎 16 階議会事務局会議室（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
- 契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
- ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効
- 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 最低制限価格の設定 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法等
- ア 落札者の決定
- 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

- (7) 詳細は入札説明書による。